

施設園芸振興対策事業の必要書類等について

<p>事業申請に必要なもの</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市税完納証明書 2. 見積書 ※内訳として、名称、規格、数量、単価等が記載されていること 3. ハウス位置図 4. ハウスの現況及び導入予定箇所の写真 5. 認定農業者又は認定就農者を確認できる書類 6. 申告書の写し
<p>補助金請求に必要な書類 (事業完了後)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業実施が確認できる写真(着工前と完了後等) 2. 領収書等の写し 3. 支払った金額の内容が確認できる書類(出来高書もしくは請求書) ※内訳として、名称、規格、数量、単価等が確認できること 4. 補助金を入金する通帳
<p>そ の 他</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業申請時に既に事業を着手しているものは対象外となります。 2. 国・県事業で事業採択されたものは対象外となります。 3. 補助金の支払いは、請求から約3週間で口座に入金されます。(書類に不備がある場合を除きます。)

問い合わせ先：西都市農林課 農産園芸係 (0983-43-1566)